

- 第1回富山県認知症施策推進会議（R7.2.7）において、
「SOSネットワーク・損害賠償保険」をはじめとした認知症高齢者の行方不明対策について、
①市町村を窓口とせず、県が一元的に直接実施すること
②県内同一の支援を受けられるよう、県がさらに経費を負担すること
とのご意見をいただいたところ。
- 本県では、地域支援事業を活用し、以下のとおり実施

【県内の状況】

	SOSネットワーク	個人賠償責任保険	見守りシール
導入状況	全市町村で導入済み ※ 広域連携により全市町村のネットワークを接続済み	R6年度 全市町村で導入	R6.10 全市町村で導入 ※ 全市町村が同じ企業のサービスを利用して実施
要件等	市町村により、事前登録が必要、不要等異なる	一部の市町村では、SOSネットワークへの登録が必要	一部の市町村では、SOSネットワークへの登録が必要
自己負担	登録：無料 検索時、一部の市町村で負担あり	一部の市町村で加入者負担あり	追加配布を希望する場合、自己負担あり
その他	<ul style="list-style-type: none"> 自市町村内での発見割合：R4:97.4%、R5:92.3% 市町村により構成機関が異なる 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村により、保険会社が異なるため補償範囲、内容も異なる 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンの操作が困難な場合、活用されない 市町村によって、配布枚数が異なる

地域支援事業

○市町村の責務

介護保険制度に基づき、介護給付と地域支援事業を行う。

○地域支援事業の目的

被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する

介護保険制度

介護給付

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1～2）

【財源】

国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 23%
2号保険料 27%

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

- ①サービス・活動事業
- ②一般介護予防事業

包括的支援事業

- ①地域包括支援センターの運営
- ②在宅医療・介護連携推進事業
- ③認知症総合支援事業
- ④生活支援体制整備事業

任意事業

- ・介護給付費適正化事業
- ・家族介護支援事業
- ・その他の事業

【財源】

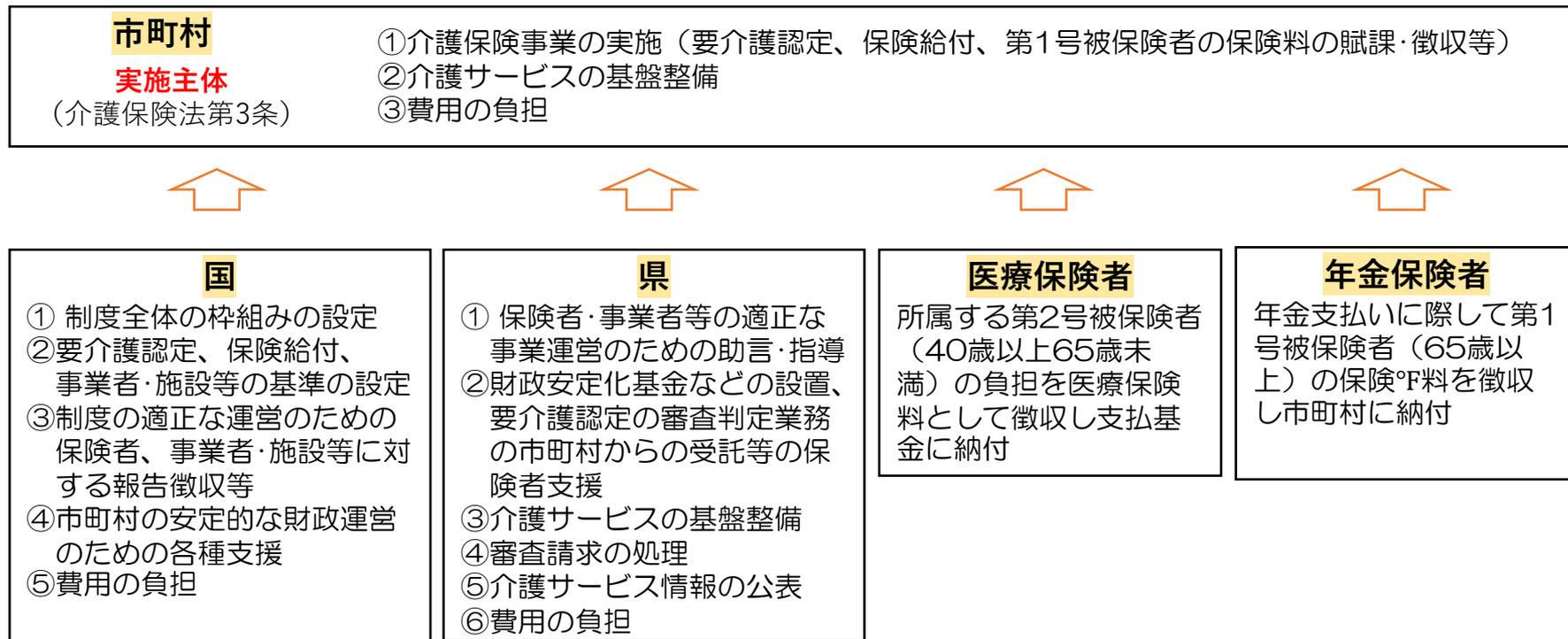
国 38.5%
都道府県 19.25%
市町村 19.25%
1号保険料 23%

介護保険法115条の45

介護保険法122条の2、123条、
124条、126条

(参考) 介護保険制度(実施主体と国・県・市町村の責務)

- ・ 介護保険の保険者は市町村で、制度運営を主体として行い、国、県、医療保険者、年金保険者が重層的に支え合う構造。
- ・ 国と県は、財政負担を行うほか、市町村の制度運営を支援。



県としては、市町村による相違などはあるものの、

- 介護保険制度では、**市町村が主体となって制度運営や事業実施**を行い、県は市町村を支援することとされていること
- 県内**全ての市町村**で認知症高齢者の行方不明対策（SOSネットワーク・個人賠償責任保険・見守りシール等）が**実施されている**こと

から、地域の実情に応じてきめ細やかに対応できるよう市町村の創意工夫や取組みを尊重し、対策が円滑に実施されるよう、市町村担当者と十分に情報共有、話し合いながら、**現行をベースに充実を図っていききたい。**

例えば

課題：SOSネットワーク、見守りシールを県民に広く知ってもらい、協力者を増やす必要がある。

- 企業の代表者へ
→ 県内全域に展開している企業へ、県からSOSネットワークへの参入を声かけ構成機関を増やす。
- 従業員（＝県民）へ
→ 認知症サポーター養成講座、出前県庁しごと談義などを通じ、SOSネットワークや見守りシールなどを紹介し登録者や協力者を増やす。